

合理化問題に関する基本協定書



合理化問題に関する基本協定

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化問題については、別紙「ガイドライン」に従って処理することを協定する。

これを受け、ガイドラインについて次のとおり定める

平成11年3月24日

1. 生活排水処理基本計画の策定

市町村は、計画的な生活排水対策を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「清掃法」という。）に規定する生活排水処理基本計画を早期に策定する。

2. 合理化事業計画の策定

三重県市長会会長

市町村は、し尿の処理及び尿浄化槽の運営法の趣旨を遵守し、清掃法の規定に基づき、地元業者及び清掃業者の規定により当該市の許可を受けて行うし尿処理業者及び浄化槽法の規定により当該市の許可を受ける清掃業者（以下「地元業者」という。）との協力のもととした合理化事業計画を策定する。

策定に当たっては、平成6年3月29日 大宮町長 桑名市長 水谷 元 が監修した通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化問題」に基づく合理化事業計画の策定要領について、また、市町村の実情に応じた合理化事業計画を策定する。

また、合理化事業計画の策定期限は、合理的な期間を考慮して、原則として3年以内とする。

3. 許可業の管轄区域割

市町村は、清掃法第7条に規定する区域を定め、地元業者による清掃業者区域を定めるように努める。

また、一部地域で許可を発行している場合は、許可権を町村に委譲する。

（立合人）

4. 業務減少量のとらえ方

業務減少量は、下水道への直結件数（以下「直結件数」という。）を原田 正司 が監修した通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化問題」に基いて算出する。

5. 支援の方法

市町村は、合理化事業計画に基づき、地元業者との間に方法及び期間等を定める。

6. 支援（代替業務等）

市町村の支援は、代替業務の契約を原則とするが、当該代替業務が実質的な支援

ガイドライン

昭和50年に制定された「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、三重県から、平成10年2月12日付で下水道の整備等に伴う合理化基本方針（以下「三部長通知」という。）が各市町村長に通知された。

これを受けて、ガイドラインについて次のとおり定める。

1. 生活排水処理基本計画の策定

市町村は、計画的な生活排水対策を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に規定する生活排水処理基本計画を早期に策定する。

2. 合理化事業計画の策定

市町村は、し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃を適正かつ、円滑に推進するため、合特法の趣旨を遵守し、廃掃法の規定により当該市町村長の許可、又は委託を受けて行うし尿処理業者及び浄化槽法の規定により当該市町村長の許可を受けて行う浄化槽清掃業者（以下「地元業者」という。）への支援策を目的とした合理化事業計画を策定する。

策定に当たっては、平成6年3月29日付け厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について」を踏まえ、市町村の実情に応じた合理化事業計画を策定する。

また、合理化事業計画の策定期は、下水道の整備等について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降、できるだけ早い時期とする。

3. 許可業の営業区域割

市町村は、廃掃法第7条に規定する許可を複数のし尿処理業者に発行する際、営業区域を定めるように努める。

また、一部広域で許可を発行している組合は、許可権を市町村長に戻す努力をする。

4. 業務減少量のとらえ方

業務減少量は、下水道への直結件数（し尿及び浄化槽）を基礎とする。

5. 支援の方法

市町村は、合理化事業計画に基づき、地元業者との間に方法及び期間等を定める。

6. 支援（代替業務等）

市町村の支援は、代替業務の契約を原則とするが、当該代替業務が実質的な支援

となり得ない場合には、金銭支援等の併用を用いた支援を検討することとする。

なお、代替業務の契約については、合特法の趣旨を十分理解する中で行うものである。

(代替業務例)

- ・下水道終末処理場メンテナンス業務
- ・下水道汚泥収集運搬業務
- ・下水道管きよ清掃業務
- ・下水道終末処理場の場内整備業務
- ・市町村の直営ごみ収集運搬業務
- ・農業集落排水処理施設の保守点検、清掃業務
- ・農業集落排水管路施設の保守点検、清掃業務
- ・コミュニティプラントの維持管理業務
- ・し尿処理施設の維持管理業務
- ・その他、市町村が民間事業者に委託することができる業務

7. 支援額の算定方法

- ① 支援額は、市町村が策定する生活排水処理基本計画に定める事項を基礎に算定する。
- ② 支援額は、4で定めた業務減少量と適正な利益率を基礎として算定する。

8. 支援の始点

- ① 市町村の支援の開始は、ガイドライン制定時以降に下水道の供用開始を行う市町村は、供用開始時点を始期とし、すでに下水道の供用開始を行っている市町村については、ガイドライン制定時点を始期とすることを原則とする。
但し、すでに下水道の供用開始を行っている市町村にあっては、合特法施行以降分の取扱いについて早急に地元業者と協議し、解決を図るものとする。
- ② 支援の期間は、支援額に対して市町村が提供できる代替業務量等によって決定する。

9. 将来における、くみ取り業務等の安定的実施方法

地元業者は、代替業務等の提供を受けることにより、残された業務を、安定的に実施するものとする。

10. その他の事項

- ① 代替業務の適正化については、生活排水処理基本計画の10年毎に合せて見直しを行うことができる。
- ② 地元業者は、代替業務の遂行に当り自らの責任を負うものである。併せて地元業者自から自助努力を求める。
- ③ ガイドラインの運用について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方で協議する。

